

無線局免許手続規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）

（傍線部は改正部分）

改正案			現行		
<p>（添附書類等）</p> <p>第四条 法第六条の規定により前条の申請書に添附する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。</p> <p>2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。</p>			<p>（添附書類等）</p> <p>第四条 法第六条の規定により前条の申請書に添附する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。</p> <p>2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。</p>		
区 分	無線局事項書及び工事設計書の様式		区 分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式		無線局事項書の様式	工事設計書の様式
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
十二 遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。） 簡易無線局（パーソナル無線を除く。）、構内無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局	別表第二号の三第一		十二 簡易無線局（パーソナル無線を除く。）、構内無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局	別表第二号の三第一	
（略）	（略）		（略）	（略）	

十四 特定船舶局、遭難自動通報局（ <u>携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。</u> ）及び無線航行移動局	別表第二号の三第3
(略)	(略)

(資料の提出)

第五条 船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、航空機局、航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）又は無線航行移動局の免許の申請をする場合において、申請者と当該無線局の無線設備の設置場所となる船舶又は航空機の所有者が異なるときは、申請者が当該船舶又は当該航空機を運行する者である事実を証する書面を第三条の申請書に添えて提出しなければならない。

2～5 (略)

別表第二号の三第1 遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）、簡易無線局（パーソナル無線を除く。）、構内無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）

1・2 (略)

注1～7 (略)

8 6の欄の記載は、次によること。

(1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合

十四 特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局	別表第二号の三第3
(略)	(略)

(資料の提出)

第五条 船舶局、遭難自動通報局、航空機局、航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）又は無線航行移動局の免許の申請をする場合において、申請者と当該無線局の無線設備の設置場所となる船舶又は航空機の所有者が異なるときは、申請者が当該船舶又は当該航空機を運行する者である事実を証する書面を第三条の申請書に添えて提出しなければならない。

2～5 (略)

別表第二号の三第1 簡易無線局（パーソナル無線を除く。）、構内無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）

1・2 (略)

注1～7 (略)

8 6の欄の記載は、次によること。

(1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合

は、変更の内容を含む。)を記載すること。ただし、遭難自動通報局については、変更の場合に限り記載すること。また、無線操縦発振器を使用する簡易無線局及び構内無線局の場合は記載を要しない。

(2) (略)

9・10 (略)

11 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合 及び遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

12～18 (略)

19 18の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

20 (略)

21 20の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何(又は免許人)所属の受信設備」のように包括的に記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は記載を要しない。

22～41 (略)

別表第二号の三第3 特定船舶局、遭難自動通報局 (携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12条関係)

(様式略)

は、変更の内容を含む。)を記載すること。ただし、無線操縦発振器を使用する簡易無線局及び構内無線局の場合は記載を要しない。

(2) (略)

9～18 (略)

11 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

12～18 (略)

19 18の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

20 (略)

21 20の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何(又は免許人)所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

22～41 (略)

別表第二号の三第3 特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12条関係)

(様式略)

附 則

この命令は、公布の日から施行する。